

草津市バリアフリー基本構想

概要版



平成22年3月

草津市

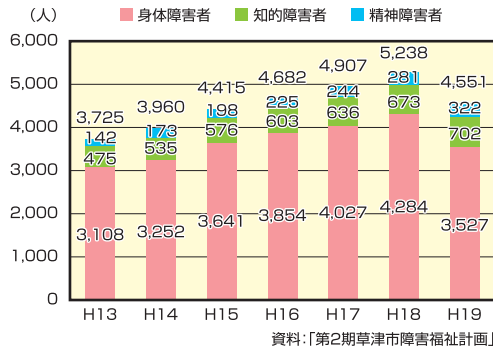
1.草津市の概況



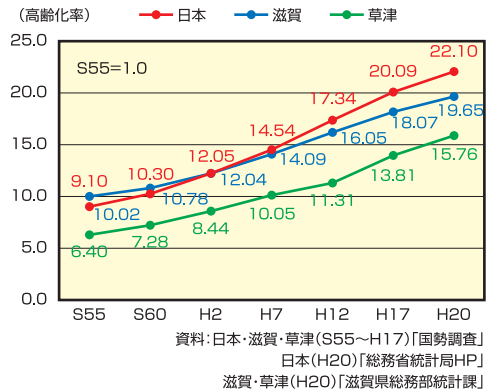
本市は、江戸時代には東海道と中山道が接する宿場町「草津宿」として栄え、現在は、京阪神都市圏の近郊に位置する恵まれた地理的条件を背景に、交通の要衝として都市機能の集積が図られ、人々の交流の中で今日まで発展を遂げてきました。

また一方で、西には琵琶湖を臨み、市域の中央には天井川として有名であった旧草津川がまちなかの水と緑の空間として残されているなど、対岸の比良比叡の山々みや湖南アルプスの山々を背景に豊かで美しい自然景観を残しています。

障害者数の推移



高齢化率の推移



2.バリアフリー新法の基本的枠組み

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の基本的枠組み

基本方針（主務大臣）

- ・移動等の円滑化の意義及び目標
- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者が移動等の円滑化のために講ずべき措置に関する基本的事項
- ・市町村が作成する基本構想の指針 等

関係者の責務

- ・関係者と協力しての施策の持続的かつ段階的な発展（スパイラルアップ）【国】
- ・心のバリアフリーの促進【国及び国民】
- ・移動等円滑化の促進のために必要な措置の確保【施設設置管理者等】
- ・移動等円滑化に関する情報提供の確保【国】

基準適合義務等

以下の施設について、新設等に際し移動等円滑化基準に適合させる義務
既存の施設を移動等円滑化基準に適合させる努力義務

- ・旅客施設及び車両等
- ・一定の道路（努力義務はすべての道路）
- ・一定の路外駐車場
- ・都市公園の一定の公園施設（園路等）
- ・特別特定建築物（百貨店、病院、福祉施設等の不特定多数又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物）

特別特定建築物でない特定建築物（事務所ビル等の多数が利用する建築物）の建築等に際し移動等円滑化基準に適合させる努力義務（地方公共団体が条例により義務化可能）

誘導的基準に適合する特定建築物の建築等の計画の認定制度

重点整備地区における移動等の円滑化の重点的・一体的な推進

住民等による基本構想の作成提案

基本構想（市町村）

- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の高齢者、障害者等が生活上利用する施設の所在する一定の地区を重点整備地区として指定
- ・重点整備地区内の施設や経路の移動等の円滑化に関する基本的事項を記載 等

協議会

市町村、特定事業を実施すべき者、施設を利用する高齢者、障害者等により構成される協議会を設置

事業の実施

- ・公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、特定建築物の所有者、公安委員会が、基本構想に沿って事業計画を作成し、事業を実施する義務（特定事業）
- ・基本構想に定められた特定事業以外の事業を実施する努力義務

支援措置

- ・公共交通事業者が作成する計画の認定制度
- ・認定を受けた事業に対し、地方公共団体が助成を行う場合の地方債の特例 等

移動等円滑化経路協定

重点整備地区内の土地の所有者等が締結する移動等の円滑化のための経路の整備又は管理に関する協定の認可制度

※下線を引いている項目はバリアフリー新法から新たに追加された項目

3.基本理念と基本方針

基本理念 **すべての人が心地よく移動できるまち“草津”**

基本方針

- ①すべての市民、事業者、行政の協働によるバリアフリー化の推進
- ②すべての人で進める「こころのバリアフリー」の推進
- ③すべての人が安全・安心・快適に利用できる駅のバリアフリー化の充実
- ④すべての人が安全・安心・快適に利用できる駅前広場のバリアフリー化の充実
- ⑤すべての人が安全・安心・快適に移動できる歩行環境の整備

4.目標年次

本市においては、事業を「短期」、「中期」、「長期」に分け、短期事業については概ね3年以内、中期事業については概ね5年以内の事業完了を目指します。一方、長期事業については5年後以降も継続して事業の実施を検討していきます。

また、ソフト施策については、可能な限り早期に着手し、今後継続的に実施していきます。

●目標年次の種別

短期：原則として基本構想策定後、3年以内に事業を完了させることを目標とするもの

中期：原則として基本構想策定後、5年以内に事業を完了させることを目標とするもの

長期：事業実施時期は明確でないが、今後継続的に事業の実施を検討していくもの

継続実施：可能な限り早期に着手し、今後継続的に実施していくもの

5.重点整備地区・特定旅客施設の設定

- 『草津駅周辺』、『南草津駅周辺』の2地区を重点整備地区として設定し、重点的にバリアフリー化事業を実施します。

本市では、JR東海道本線の草津駅、南草津駅の2駅が特定旅客施設に該当します。また、草津駅・南草津駅周辺は、相当数の高齢者、障害者等が利用する官公庁施設や医療・福祉施設等の施設が集積しているため、これらの地区を一体的なバリアフリー化事業が特に必要な地区として位置づける必要があります。

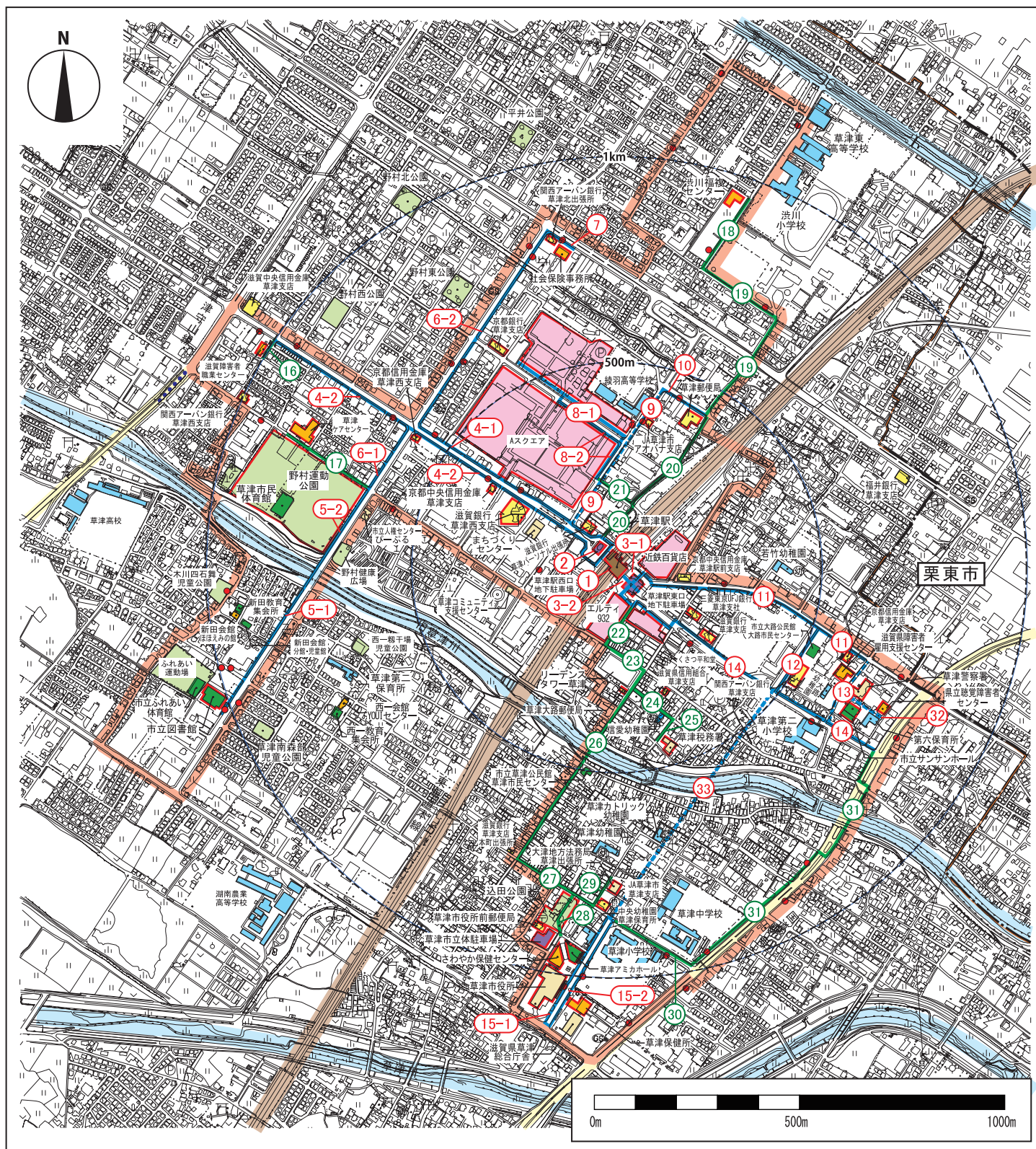
そこで、基本構想では、様々な官公庁施設や医療・福祉施設が集積し、高齢者、障害者等を含めた多くの人々が集まる草津駅・南草津駅周辺の徒歩圏内（概ね駅から半径500m～1km以内）を対象に、生活関連施設及び生活関連経路を設定し、当該施設を含む範囲を重点整備地区として設定します。



6.生活関連施設・生活関連経路の設定

- 草津駅・南草津駅周辺に立地する主要施設のうち、特に重要性の高い施設を生活関連施設として設定します。
- 生活関連施設間を結ぶ主要な経路のうち、移動等円滑化基準に適合したバリアフリー整備を行う経路を「生活関連経路」として設定します。
- また、地形や沿道土地利用等の状況により、移動等円滑化基準の全てを満足させることはできないものの、実施可能な範囲でバリアフリー整備を行う経路を「準生活関連経路」として位置づけます。

重点整備地区・生活関連施設・経路(草津駅周辺地区)



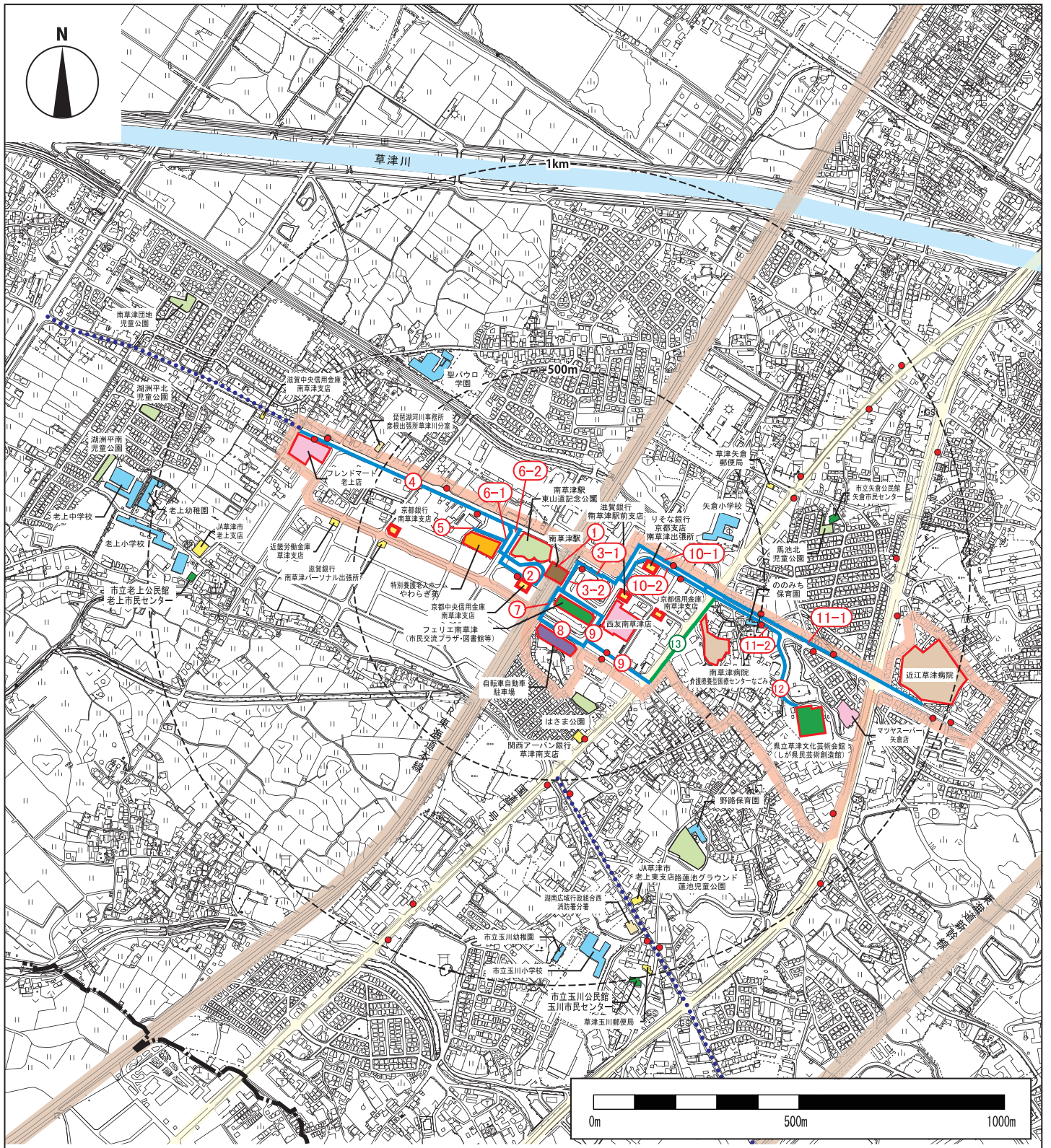
凡例 (主要施設)

旅客施設	教育施設	都市公園
官公庁施設	文化・レクリエーション施設	路外駐車場
保険・福祉施設	公益サービス施設	バス停
医療施設	商業施設	関連計画 (県事業)

凡例

①	路線番号 (生活関連経路)
⑬	路線番号 (準生活関連経路)
	生活関連施設
	生活関連経路
	生活関連経路 (未整備)
	準生活関連経路
	重点整備地区

重点整備地区・生活関連施設・経路(南草津駅周辺地区)



旅客施設	教育施設	都市公園
官庁施設	文化・レクリエーション施設	路外駐車場
保険・福祉施設	公益サービス施設	バス停
医療施設	商業施設	関連計画 (県事業)

①	路線番号 (生活関連経路)
⑬	路線番号 (準生活関連経路)
	生活関連施設
	生活関連経路
	生活関連経路 (未整備)
	準生活関連経路
	重点整備地区

7. バリアフリー化事業の概要

バリアフリー化の推進に係る基本理念と基本方針、タウンウォッチング等で挙げられた草津駅・南草津駅周辺の課題・問題点を踏まえ、今後、道路管理者、滋賀県公安委員会及び公共交通事業者などが実施していくバリアフリー化事業の概要の一部を以下に示します。

道路特定事業(草津駅周辺地区)の概要

区分	路線番号	対象路線	事業主体	整備内容	目標年次
生活関連経路	1	草津駅自由通路	JR	特になし	-
	2	草津駅西口駅前広場	市	・タクシー乗場にスロープを設置 ・身障者乗降場所の勾配の改善 ・誘導用ブロックの連続設置を検討	短期
	3-1	草津駅東口駅前広場(地上部)	市	・段差の解消 ・タクシー乗場にスロープを設置 ・エレベーター・エスカレーターを設置	短期
	3-2	草津駅東口駅前広場(ペデストリアンデッキ)	市	・縦横断急勾配箇所での路面改良を検討	中期
				・誘導用ブロックの改善 ・一般車乗降場利用者のためのエレベーター利用時間帯延長の検討	短期
	4-1	草津駅下笠線(びわ湖通り)北側	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	中期
				・植樹帯における段差の解消	
	4-2	草津駅下笠線(びわ湖通り)南側	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置・改良 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	中期
				・植樹帯における段差の解消 ・車止めの改善	
	5-1	草津中央線(大江霊仙寺線)	市	・グレーチング、側溝蓋の改良 ・植樹帯における段差の解消	中期
	6-1	野村平井中央線 西側(大江霊仙寺線)	市	・マウントアップ歩道をセミフラット化 ・グレーチング、側溝蓋の改良	中期
	6-2	野村平井中央線 東側(大江霊仙寺線)	市	・マウントアップ歩道をセミフラット化 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置	長期
				・段差の解消 ・勾配の改善 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	
	7	西渋川下笠線(淡海くさつ通り)	市	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	長期
	8-1	西渋川南9号線(きらら通り)北側	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・誘導用ブロックの設置	中期
	8-2	西渋川南9号線(きらら通り)南側 ※Aスクエアの用地	-	・歩道縦横断勾配の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置	中期
	9	草津駅裏線(駅西口) ※将来計画あり	市	・移動等円滑化基準に適合した計画・設計の実施	長期
	10	西渋川南2号線	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・透水性舗装への改善	長期
				・幅員の確保 ・誘導用ブロックの設置	
11	県道草津停車場線	県	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置	中期	
13	大路4号線 ※将来計画あり	-	・大路交差点の歩道の改良 ・移動等円滑化基準に適合した計画・設計の実施	長期	
14	草津駅前線(サンサン通り)	市	・グレーチング、側溝蓋の改良 ・誘導用ブロックの改善 ・歩道橋階段下の建築限界H=2.5m以内の箇所の対策	長期	
15-1	市役所東線 西側	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・誘導用ブロックの改善・連続して設置	長期	
			・バス停の改善 ・舗装の改善を検討 ・車止めの改善		
生活関連経路(未整備)	32	※新規路線	市	・市立サンサンホール敷地内と聴覚障害者センターと市立第六保育所の間の道路に有効幅員2mの歩行スペースの確保を検討 ・移動等円滑化基準に適合した計画・設計の実施	短期
	33	宮町若竹線 ※将来計画あり	市	・移動等円滑化基準に適合した計画・設計の実施	長期



草津駅西口階段前の段差



弱視体験用眼鏡をかけてのバリア体験



動線からずれて設置された横断歩道



横断歩道がない箇所に設置された誘導用ブロック

こころのバリアフリーの推進施策

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	こころの バリア フリー	草津市バリアフリー基本構想策定に関する広報(草津市が全市的にバリアフリーに取り組むことを市民に周知し、バリアフリー意識の向上を目指す)	継続実施
		生活関連施設の従業員や生活関連経路の沿道住民(商店主など)に対するバリアフリーの理解促進	継続実施
		小・中学校や高校、大学等におけるバリアフリー教室の開催	継続実施
		点字、手話、介助などの講座・講習会の開催	継続実施
		駐輪・駐車マナーの向上を目指した広報・啓発活動	継続実施
		バリアフリーマップの作成	短期
		安心して声をかけられるように、駅構内にボランティアを活用した案内所を設置(提案)	継続実施
		同趣旨の活動を行うNPO・ボランティア等への活動支援や連携	継続実施
		高齢者、障害者等に対する地域を挙げた「地域で支えあう社会」の育成	継続実施
		エレベーターや多目的トイレ等の利用については、本当に必要としている方にゆずるといった「ゆずり合う心」を持った行動を推進するための広報・啓発活動	継続実施
		草津市と近鉄百貨店、エルティ932の施設管理者とで構成する「バリアフリーパートナーシップ(仮)」で、草津市と施設管理者との協働により、各施設のエレベーター運行時間の延長を検討する	短期



急勾配の乗り入れ



通行の支障となる旧バス停



民家から飛び出た樹木



通行の支障となる看板、違法駐車車両

道路特定事業(南草津駅周辺地区)の概要

区分	路線番号	対象路線	事業主体	整備内容	目標年次
生活 関連経路	1	南草津駅自由通路	市	特になし	-
	2	南草津駅西口駅前広場	市	・タクシー乗場にスロープを設置 ・身障者乗降場所の勾配の改善	長期
	3-1	南草津駅東口駅前広場(地上部)	市	・グレーチング、側溝蓋の改良	短期
				・タクシー乗場にスロープを設置 ・車止めの改善 ・バス停部の照明の改善 ・デッキ階段下の建築限界H=2.5m以内の箇所の対策	
	3-2	南草津駅東口駅前広場(ペDESTリアンデッキ)	市	・誘導用ブロックの設置 ・縦横断急勾配箇所での路面改良を検討	短期 中期
	4	主要地方道大津草津線	県	・車止めの改善	短期
	5	野路南60号線	市	・バス停の改善を検討	長期
	8	南草津駅東西線	市	・車止めの改善	中期
	9	南草津駅中央線	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・誘導用ブロックのはがれ部の修繕 ・グレーチング、側溝蓋の改良	短期
	10-1	主要地方道大津草津線 北側	県	・歩車道境界ブロック切り下げ部の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・段差の解消 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・車止めの改善	中期
				・バス停の改善を検討	
	10-2	主要地方道大津草津線 南側	県	・歩車道境界ブロック切り下げ部の改善 ・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・車止めの改善 ・勾配の改善を検討 ・バス停の改善を検討	長期
				・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	
	11-1	野路若草線(かがやき通り)北側	市	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善	長期
11-1	野路若草線(かがやき通り)北側交差点部	国	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良	長期	
11-2	野路若草線(かがやき通り)南側	市	・透水性舗装への改善 ・誘導用ブロックの設置 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・バス停の改善 ・車止めの改善	長期	
12	野路36号線	市	・歩道縦横断勾配の改善 ・誘導用ブロックの設置 ・段差の解消 ・グレーチング、側溝蓋の改良 ・車止めの改良、撤去、適切な位置への設置	長期	

鉄道事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	階段	階段中央に手すりの設置	短期
		手すり点字の設置	短期
	案内	エレベーターの位置に関する案内の改善・充実	短期
		案内を必要とする方への声掛けの実施(提案)	継続実施
職員教育	障害者へのサポート方法等に関する研修等の実施	継続実施	

交通安全特定事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	信号機	信号機における音響機能、歩行者用青時間延長機能、カウント表示機能等の整備	中期
		音響信号機の音の改善(歩車分離式信号機の音を通常の交差点と変える、ボリュームを大きくする等)	短期
		音響信号機の設置位置の改善を検討(横断歩道に近い場所に設置)	中期
		押しボタンの位置の改善を検討(20cm程低く)	短期
		押しボタン信号の横に点字表示の設置を検討(上では分かりにくい)	短期
	横断歩道	信号機に設置されているボックスの設置位置の改善	短期
		横断歩道の設置	短期
		横断歩道の設置位置の改善(歩道からの動線を考慮して設置) (横断歩道におけるエスコートゾーンの設置を検討)	短期
	その他	路肩線のひきなおし(輝度比2.0以上)	短期
		わかりやすい道路標識や道路標示の整備	短期

バス事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	案内	バスの路線、行き先、乗り場に関するわかりやすい案内板の設置	短期
		バス停に関する案内の改善(視覚障害者がバス停を認識できるような案内の検討)	短期
	時刻表	時刻表の改善(字の大きさ、点字の設置)	短期
		バス停部における通行スペースの確保	中期
	バス停	駅前広場の音声案内の整備	短期
		携帯電話やPC等でバスの運行状況を把握できるバスロケーションシステムの整備	中期
		車いす待機スペースの確保(運転手が認識できる位置に)	短期
		バス停における上屋、ベンチ等の設置・改善	中期
		バス設置位置の改善(誘導用ブロックとの連続性の確保、支柱の陰などを避けてわかりやすい位置に)	短期
	車両	バスの車体に貼られている「車いすを折りたたんで乗車してください」というステッカーの改善	短期
低床バスの導入促進		長期	
職員教育	バス停車位置の徹底(降車用誘導用ブロックの位置に停車)	継続実施	
	案内を必要とする方への声掛けの実施(提案)	継続実施	
		障害者へのサポート方法等に関する研修等の実施	継続実施

タクシー事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅	車両	福祉タクシー導入の促進	長期
南草津駅		案内を必要とする方への声掛けの実施(提案)	継続実施
周辺地区共通		職員教育	障害者へのサポート方法等に関する研修等の実施

その他の事業の概要

対象	項目	整備内容	目標年次
草津駅 南草津駅 周辺地区 共通	建築物 都市公園 路外 駐車場 共通	段差の解消	長期
		段差に対する注意喚起対策(ライン等の設置)	長期
		誘導用ブロックの設置	長期
		通路における障害物の撤去	長期
		休憩施設(ベンチ等)の設置	長期
		多目的トイレの設置	長期
		駐車場における身体障害者用スペースの設置	長期
		移動経路等に関するわかりやすい案内表示の設置	長期

8.事業実施における一般的留意事項

タウンウォッチング等を通じて挙げられた様々な意見を参考に、事業実施における一般的留意事項の一部を以下に示します。

視覚障害者誘導用ブロックの設置に関する一般的留意事項 ブロックの設置位置について

○視覚障害者は誘導用ブロックの上を歩く人、片足を乗せて歩く人様々です。そして、例えば片足を乗せてブロックの右側を歩く人がある道路を往復した場合、その方はブロックの両側を歩くことになります。



× 誘導用ブロックの片側にスペースがない

⇒そのため、誘導用ブロックの両脇は最低でも30cm以上開ける必要があります。



× 誘導用ブロックの横に植樹帯の段差あり

段差に関する一般的留意事項

○歩道上にある段差はつまずきや転倒の原因となります。また、誘導用ブロックの延長上にある階段は視覚障害者にとって転落につながりかねません。



× 縁石の段差(マーキングがなくつまずきの原因となる)

⇒そのため、歩道上にある段差については、オレンジ、黄色等のマーキングを行い、段差に関する注意喚起を行います。



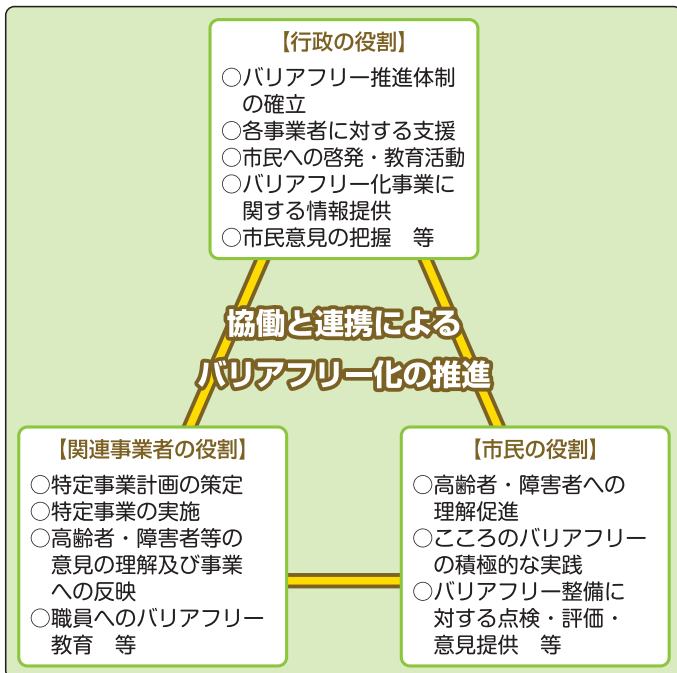
○縁石の段差にマーキングあり(注意喚起)

9.バリアフリー化事業の推進

今後の取り組み

市民、関連事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、協働・連携して草津市のバリアフリー化に携わることによって、「すべての人が心地よく移動できるまち“草津”」の実現を目指します。

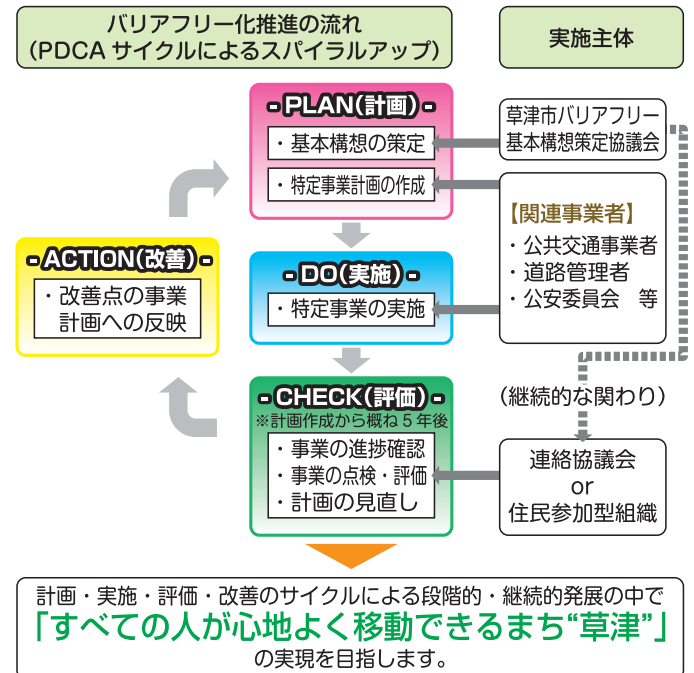
関連事業者・行政・市民の役割



バリアフリー化推進の流れ

計画策定後概ね5年を目途に、住民参加型の組織による計画の見直し及び事業の進捗管理や事業の評価を行い、そこで挙げられた改善点を計画に反映させることによって、段階的・継続的な発展(スパイラルアップ)を図っていきます。

バリアフリー化推進の流れ



●お問い合わせ先

草津市 都市建設部 交通政策課 交通政策グループ

TEL : 077-561-2343 FAX : 077-561-2486

Eメール : kotsu@city.kusatsu.lg.jp